

## 令和3年3月15日16日開催 はじめての保税オンラインセミナー

### ご質問へのご回答について

3月15日及び16日に開催いたしました「はじめての保税」オンラインセミナーで、参加者の皆様から頂きましたご質問につきまして、名古屋税関保税担当者様からご回答をいただきましたので、お知らせいたします。

なお、オンラインセミナーの運営につきましても、皆様から様々なご意見をいただき、今後のセミナー運営に活かしていきます。

特に、ZOOM招待状からセミナーに参加していただける時間を、現在の開始10分前から開始20分前程度に前倒しと変更させていただき、仮に招待状からセミナー画面につながらない場合でも、参加者の皆様が余裕をもって当支部と一緒に参加できるよう対処させていただきます。

また、音量が小さい場合はイヤホンをご利用いただくと、より良い環境で視聴いただけます。

#### 【質問 1】

CFS貨物の保税運送についてお尋ねします。

名古屋通関輸出貨物を指定の名古屋港内保税CFS(A)に搬出するのですが、船社都合で急遽他港VAN詰め(B)することとなりました。

NACCS処理についてお尋ねしたのは、搬出先は(A)とすべきか、ないしは【(B)VIA(A)】とする、ないしは(A)だけでよい、の3方法が考えられます。

CFS業者によって表記方法が異なるようですがどれが正しい処理なのかご教授いただければ幸いです。

#### 【回答】輸出貨物(CFS)の保税運送について

輸出貨物の保税運送については、当該貨物の輸出申告の際に、併せて保税運送の申告を行うことができるものとしています。

関税法基本通達63-16(輸出又は積戻し貨物の運送)で、輸出許可を受けた貨物を申告時の蔵置場所からCFSまで一旦運送し、コンテナ詰した上で船積予定船まで運送する場合は、CFSを経由する一貫運送を認めています。

輸出許可の併運送で上記一貫運送とされた場合の、申告時の蔵置場所でのNACCS搬出処理について、

輸出許可済搬出確認登録 (BOC)

・搬入先コード：次 (A) の保税蔵置場

とすることが適当です。

(参考)

(A) の保税蔵置場での NACCS 処理

輸出許可済搬入確認登録 (BID)

輸出許可済搬出確認登録 (BOC)

搬入先コード：次 (B) の保税蔵置場

## 【質問 2】

ナックスの BIA 処理について質問があります。

リマークコード事故報告の通知識別にて、どのコードが Z(税関へ通知を要する場合)に値するのか、もし名古屋税関様の様式がございましたら是非ご教示頂きたく存じます。(上司から頂いてはいるのですが、情報が古い可能性がありますので念の為ご教示いただけますと幸いです。)

【回答】現在、質問にありましたようなリマークコード事故報告の通知識別にてどのコードが「Z」に値するのかについての名古屋税関の様式はありません。

外国貨物を保税蔵置場に搬入する際、貨物確認後、NACCS「BIA」業務を行います。

「BIA」業務を行った場合、

①貨物等の事故について税関に通知する旨が登録された場合

②貨物個数に差異がある場合

③保税運送の運送期間経過後に搬入確認情報が NACCS に登録された場合

には、税関保税担当部門に「事故貨物通知情報」が配信され、税関保税担当部門により事故貨物の確認がされ NACCS 処理が終了するまで、貨物情報が保留状態となり、後続処理ができない状態になります。

①の貨物等の事故について税関に通知する旨が登録された場合とは、「BIA」入力画面の通知識別欄に「Z」を入力した場合であり、どのような場合が想定されるかですが、具体的な決まりはなく、

関税法基本通達 34 の 2-1 (保税地域における事務処理手続)

(1) イ (ハ)

i 搬入関係書類と現物における品名相違、数量相違、重大な損傷又はこれに準ずる異常

ii 麻薬、けん銃他、輸入が禁止されている貨物を根拠に各保税蔵置場に委ねられている状況です。

「Z」に値する主な事例ですが、課税物件確定に影響のある場合で、  
品名相違：HINME（品名違い）  
数量相違：OVERR（数量超過）、SHORT（数量不足）、OVSHT（個数の入り繰り）  
など  
重大な損傷：BROKN（破損）、DENTE（へこみ）など  
があります。

### 【質問 3】

保税制度の中で、蔵入れ承認（IS）という話がありました。  
一般的には、保税に入ってから荷物が出されるまで、1ヶ月もかからないと思われ  
ますが、保税倉庫の場合、1ヶ月以上保管される可能性があります。  
このあたりの法令と、仕組みが詳しく知りたいので、ご説明可能でしたら、よろ  
しくお願い致します。

### 【回答】蔵入承認（IS）について

保税蔵置場は、貨物を搬入してから蔵置期間は3か月となっておりますが、貨物  
の需要状況を見て国内に引き取るような貨物については期間が短い場合もあり  
ますので、商取引の円滑化と貿易の振興の助けとするため、蔵入承認（IS）を  
受ければ、承認された日から2年間蔵置することができます。（関税法第43条  
の2参照）

また、他の法令の規定により許可等を必要とする貨物である場合において、該  
当法令の所管省庁に対して手続き中であるため、蔵入承認（IS）申請が行えな  
い場合は、蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定の承認  
を受ければ、蔵置期間を延長することができます。（関税法第43条の3参照）